

## 官報に合併が告示されました

馬頭町と小川町の廃置分合（合併）に関して、平成17年6月20日に栃木県知事が那珂川町を設置することを決定し、同年7月14日付官報に総務大臣の告示がなされました。

### 官報告示(写)抜粋

○総務省告示第七百八十九号  
町の廃置分合  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって同郡那珂川町を設置する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。  
右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年七月十四日  
総務大臣 麻生 太郎



### 知事決定書(写)

町の廃置分合決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって新たに同郡那珂川町を設置する。

平成17年6月20日

栃木県知事 福田 富



### 「那珂川町」誕生に向けたスケジュール

